

お客様 各位

当組合お取引先への『督促状』に関するご注意

《当組合は一切の関わりはございません》

当組合 前谷地支店のお取引先（個人）に金銭を貸し、その『督促状』と称する怪文書が出回っております。

当該『督促状』には、個人名・電話番号等と共に、当組合 前谷地支店の名称と、口座番号等が記載されておりますが、当組合が返済を促す督促状で無いことは文面をお読みいただくと分かるものであり、この『督促状』には、当組合は一切の関わりはございません。

しかしながら、当組合の前谷地支店の名称が記載されており、勘違いされる方もいらっしゃる恐れがあるため、ご注意をお願い致します。

令和5年8月8日

石巻商工信用組合